

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 31 日

建設工事登録業者 様

## 建築一式工事に係る特例措置の廃止について

財政部契約課長

建築一式工事の特例措置について、平成 25 年度（平成 25 年 10 月 15 日適用開始）から実施（現在は、段階的に一部を廃止）しているところですが、建築一式工事に係る特例措置を廃止いたします。

よって、その取扱いを定める「建築一式工事に係る特例措置について」（平成 25 年 10 月 7 日付）を廃止いたしますので、お知らせします。

なお、現在実施している特例措置及び廃止後の運用については、以下のとおりとなります。

### 記

#### 1 「現場代理人の兼務の拡大」の廃止

「建築一式工事に限り、現場代理人が兼務できる工事を 3 件以内」の特例措置を廃止します。

廃止後の運用については、「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（令和 2 年 3 月 31 日付け契第 68 号・技管第 81 号・経管第 399 号）をご確認ください。

#### 2 「条件付一般競争入札の手持ち工事件数の見直し」の廃止

「建築一式工事に限り、業者の手持ち工事件数を 5 件以内」の特例措置を廃止します。

廃止後の運用については、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「建設工事一般競争入札公告共通事項」をご確認ください。

#### 3 特例措置廃止日

令和 2 年 3 月 31 日に廃止いたします。ただし、廃止日以前において、現に契約中の工事においては、従前のとおりとします。